

重大な消防法令違反の建物を公表する 違反対象物の公表制度のご案内

「違反対象物の公表制度」は、利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手し、建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反を船橋市のホームページで公表するものです。

制度の概要



公表の対象となるのは、不特定多数の方が出入りする建物の重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務違反）に関する建物の情報（建物名、所在地、違反内容）です。

「船橋市ホームページ」公表されている違反対象物一覧

URL	QRコード
https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/shoubou/001/p121959.html	

お問い合わせ先

所属名	電話番号
船橋市消防局予防課 予防広報係	047-435-1114
船橋市中央消防署 予防係	047-435-8664
船橋市東消防署 予防係	047-464-4590
船橋市北消防署 予防係	047-438-5634



【利用者向け】